

アメリカ・ビザ入門

2006 年版 V3.1

注意)本文書は特定の具体的なケースに関するアドバイスではありません。
全文そのままであれば、配布フリーです。

目次	1. ビザって何？
	(1) 国境とビザ
	(2) 「社会の迷惑になる人」は、入国させない
	2. アメリカのビザ制度
	(1) 『移民ビザ』と『非移民ビザ』
	(2) ビザ免除(ビザフリー)制度
	◇ 恋人の訪問は観光か？
	◇ ロングステイのくり返しは？
	◇ 働かなければ OK か？
	3. 就労ビザに関する誤解
	◇ そもそも『就労ビザ』とは？
	◇ 武者修行ってアリ？
	4. 移民ビザと永住権
	5. 却下された申請書類に共通していること
	6. まとめ
	補足： 無料資料『初めてのアメリカビザ申請・実戦編』の請求方法

1. ビザって何？

(1) 国境とビザ

元ビートルズのメンバーであるポール・マッカートニーが、麻薬を所持していたとして日本国への入国を拒否されたことがあります。アメリカに限らず外国に「入国」しようとする「入国審査」が必ずありますが、この入国審査は「その国が独自に定めている法律」に従って行われています。日本には『難民認定および入国管理法』と呼ばれている法律があり、「来て欲しくない外国人」には入国をご遠慮願うような仕組みが整っています。「麻薬を所持しているような外国人には来てもらいたくない」というのは、別に法律内容の説明を受けなくても納得していただけたらと思います。

外国人の入国を厳しく管理しているのは、なにも日本だけではありません。アメリカやイギリスなど先進各国はもちろんのこと、お隣の韓国や中国もそれぞれが独自の制度を持っていて、外国人の入国を管理しています。そして、その制度の根幹部分が『ビザ(査証)』に関する規定ということになると思います。最近、短期間の観光旅行ならばビザを取得しなくても訪問できる国が多くなりましたので、『ビザ』という言葉を目にする機会が無くなってしまったと思いますが、もともとはどの国も、ビザを持っていない外国人の入国を認めていなかったのです。国境があるからビザがあると理解していただいても良いと思います。

<http://www.usvisa-service.com/>

(2) 「社会の迷惑になる人」は入国させない？

みなさんは、「日本に来て欲しくない外国人」というと、どういう外国人を思い浮かべますか？テロリスト？嫌ですね、絶対に来て欲しくありません。麻薬の売人なんかも嫌でしょう？あと極悪犯罪人も嫌じゃないですか？そういえば昨年、日本に滞在していたペルー人が悲しい事件を起こしてしまいましたが、他人になりすまして作ったパスポートを使って日本に入国するためのビザを取得していたというニュースは、記憶に新しいと思います。犯罪がらみの外国人は、日本だけではなくてどの国も来て欲しくないと考えているわけで、この点については、反対する人はいないはずですよ。

では、「ただ単に日本で働こうとしてるだけ」という外国人についてはどうでしょうか？「別に入国させても構わないんじゃない？」という人がいると思います。でも、安い賃金でも働きたいと考えている外国人が大量に流れ込んでしまうと、日本経済は大混乱ということになりかねません。すると？制限を加えるのでしょうか？日本人の働き手が不足している分野に限るという条件をつけるなら、「日本に来てくなくても構わない」と考える人が多いはずですよ。また、特定の分野で優れた能力を有している外国人であれば、「来て欲しい」と考える人が多いと思います。このように働こうとしている外国人に入国を許可する場合の問題は、「どこで線を引くか？」ということになってくるのですが、**その線引きの部分こそがビザの制度なのです**。そしてもうひとつ重要なことは、線引き(つまり規制)を設けると、そのウラをかこうという人が必ず出てきてしまいますので、そうしたことに対応するための方策や罰則規定なども含めて、各国がそれぞれの国情に合わせて独自の制度を定めているのです。アメリカの場合は、『移民国籍法』と呼ばれている法律がそれですよ。

2. アメリカのビザ制度

(1) 『移民ビザ』と『非移民ビザ』

私達日本人については、アメリカに入国するには 3 つの方法が用意されています。ひとつめは、『移民ビザ』を持って入国すること。ふたつめは、『非移民ビザ』をもって入国すること、そして最後は、『ビザ免除制度』を利用して入国することです。この 3 つ目の選択肢があるのは、先進国を中心に現時点で 27 カ国しかありません。その他の国の人々は、アメリカに入国するためには、どちらかのビザが必要です。

移民ビザは、これからアメリカに移り住む人達に用意されているビザです。A4 サイズ程度の紙切れ一枚ですが、移民として入国審査を受けるために必要な書類が入った封筒に貼り付けられています。これに対して非移民ビザは、「アメリカに住むわけではなくて、一時的にアメリカに滞在する」ために使うビザです。こちらのほうはシールになっていて、パスポートに貼り付けられます。留学ビザや交流ビザ、あるいは短期就労ビザなどもその目的が終了したらアメリカから出て行くことが前提となっているビザです。余談になりますが、アメリカに入国する時にパスポートの査証のページに押されるスタンプのことをビザと誤解している方が多いようですが、アメリカの場合はこのスタンプはビザではありません。入国時に押されるスタンプがビザになっている国もあるようですので混乱してしまいますよね。

さて、移民ビザと非移民ビザとは、意味がちょうど正反対になっています。つまり、アメリカに移り住む積りが無い人には移民ビザは発給されませんので非移民ビザを取得しなければ入国できませんし、逆にアメリカに移り住もうと考えている人には非移民ビザは発給されませんので移民ビザを取得しなければアメリカに入国することはできません。住む積りが無いのにアメリカに滞在するということは、「何か具体的な目的」がある、ということの意味をしています。友人のところ遊びに行く、大学で勉強する、アメリカの会社に一時的に雇用されるといった具体的な目的です。非移民ビザはこうした具体的な目的のために用意されている

ビザですので、たくさん種類があって、例えば留学のビザでアメリカに入国した人は留学という目的から外れてしまうような活動をすることはできませんし、一部の例外を除いて何年も連続してアメリカに滞在し続けることができる非移民ビザはありません。これに対して移民ビザは、国籍は変えずにアメリカに移り住むためのビザですから、働くことも学校に通うことも自由ですし、そのまま何年でもアメリカに住みつけて構いません。

(2) アメリカの『ビザ免除』制度

日本は、アメリカのビザ免除制度の対象国になっていますので、日本人であれば短期間の観光旅行や商用目的でアメリカを訪問する場合には、ビザを取得しなくても『基本的には』、入国を認めてもらうことができます。普通にアメリカ観光を楽しんでいる方のほとんどは、この制度を利用しているわけで、ビザのことを気にする必要は全くありません。でも、『基本的には』ということは例外もありますし、いくつか条件があります。その条件のうち最も理解しにくいのが、無制限に何度もくり返し使えるわけではない、という点だと思います。

無制限に使えるわけではないということは、どこかに「これ以上はダメよ」という区切りがあるのですが、この区切りが何回とか何日とかの具体的な数字で規定されているわけではなく、概念的な規定になっていて少々ややこしい。そこで、ここでは概念の説明ではなく具体的な例を取り上げて、Q&A形式で説明してみましょう。

◇ 恋人の訪問は観光か？

質問： ハワイにアメリカ人の恋人がいます。結婚しようと言われていますが、日本での仕事もうまくいっていますので、まだわかりません。今年は、ゴールデンウィークに6日間、8月に9日間ハワイに観光で行ってます。今月末に3日行き、年末に1週間位行くつもりです。ハワイにコンドを所有している日本人の日本に住んでいる友達がいますので、いつもその住所を使っています。ただ前回の入管の時いろいろ聞かれ、今度は3日の短期滞在です。入管時に目的を聞かれたときに観光でと答えて良いのでしょうか？それとも恋人のことを言うべきでしょうか。また、ビザを申請するならどのビザになるのでしょうか。

回答： 最初にご理解いただきたいことは、「観光」という言葉の意味です。滞在の目的を聞かれたときは、英語で答えていますよね？“sightseeing”あるいは“tourism”と答えているのではないかと思います。これらの単語の意味は、どちらも景勝地・観光地などを見て歩くというニュアンスで、どう考えても友人や恋人を訪問するという意味は含まれていませんよね？なので、実際の訪問目的が質問のように恋人に会いに行く場合には、嘘になってしまうのではないのか？と心配なさっているのだと思います。確かにそうなりかねないと思います。私が質問のような状況であれば、なんの心配をすることなく「恋人に会いに来ました」と言いますよ。強調しておきたいのですが、全くなんの心配をすることなく、です。

質問の方のように、短期間のアメリカ訪問は、ビザ無し(＝正確には『ビザ免除』)で、気軽にアメリカに飛んでいっているはずですが、一昔前(80年代中頃まで)は、日本人もアメリカへ旅行に行くには全員が全員ビザを取得しなければならなかったのですが、これが免除になった(取らなくても良くなった)おかげで、随分とアメリカに旅行しやすくなったと思います。ここまでは、全く問題ないです。

でもこの「ビザ無しで」のことを、「観光で」という日本語にしてしまっていることが、誤解の原因のひとつになっているような気がします。確かに、「観光で」だと聞きなれた感じがするのに対して、「ビザ

免除で」となると、ちょっといかめしい感じがしますよね。で、この「観光で」という理解でアメリカに飛んでいくと、滞在の目的を聞かれたときには「観光」と答えなければならないような気になってしまうのも当然のような気がします。でも、ビザ免除でアメリカに渡米できるのは、何も観光だけではなくて、友人・知人の訪問（個人的な娯楽目的）にももちろん使うことができます。移民法の原文では、“pleasure”という言葉を使っています。ですので、「恋人に会いに来ました」は、とっても自然な答えで、そのように答えたからといって、それ「だけ」（←ここが重要）を理由に入国拒否になることはありません。

これをお読みの方の中には、「え～っ、でも恋人に会いに来た」と言って入国拒否になったというネット上の書き込みはたくさんありますよ、と思われる方もいるはずですが、でもそのような書き込みには誤解があります。入国拒否になったのは、「恋人に『会いに』行っていた」のではなくて「恋人と『住んで』しまっていた」、あるいは、住んでいると疑われても仕方がないような状況になっていたからです。もちろん当人の意識は「会いに行っているだけ」なのでしょうが、入国審査官も同じように見てくれるかという、そうもいかないのが現実です。ビザ免除で渡米して恋人と「住む」ことはできません。そしてこの「住む」という言葉についても、移民法からみた「住む」と私達が普段使う意味の「住む」とは、少々意味が異なります。このあたりが法律のややこしいところなのに、一般向けの説明が無いんですね。なので誤解が多いのはあたりまえのことだと思います。

ここで、質問の文章に戻ってみましょう。ハワイの恋人の元に行ったのは、ゴールデンウィークの6日間と、8月の9日間です。どちらも日本では長めの休暇を取れる時期だということは入国審査官もわかっています。このように、仕事の合間に休暇を取ってこの程度の日数での訪問であれば、だれがどう見ても「恋人に会いにいっている」だけで、「住んでいる」と判断する入国審査官はいないと思います。この程度の日数であれば、「相手の家に住んでいる」のではなくて「相手の家に滞在しているだけ」です。なのでこの状態で入国拒否になることは、まあ考えられません。

そうすると疑問として浮かんでくるのは、「ではどうして、この状況でしつこく質問されるのか？」ということでしょうか。これはハワイという場所を考えると致し方ないかも知れません。質問文にもありますが、お知りあいが所有しているコンドの住所を記入しているということで説明がつくと思います。最近の移住ブームもあって、ハワイにコンドを所有して「そこに住んでいると疑われるような状態の日本人が多い」ということなのでしょう。別に恋人云々だけではなくて、こんなことも「住んでいるのではないか」と疑われるきっかけになったりします。でも誤解しないで下さいね。恋人がいるというのと同じ事で、コンドを所有することそのものは全く問題ありませんし、そこを滞在先にすることも、全く問題ありません。どちらの場合も大切なことは、「住んでいるのではないか」と思われてしまうような状態にならないことです。それさえ守っていれば、少々しつこい質問が飛んできても入国拒否になるようなことは、ないはずですよ。

滞在日数が単なる観光や商用とは思えないほど長期におよぶ場合には、入国審査官は様々な角度から本人に説明を求めてきます。「日本ではどのような仕事をしているのか？」「結婚しているのか？」などは、「この人には、日本に帰らなければならない理由があるのだろうか」という部分を入国審査官のほうで探してくれているわけです。別に意地悪でプライベートな質問をしているわけではありません。

さて、質問の最後の部分、ビザ申請についてですが、恋人の訪問を理由にビザを申請するとすれば、B-2 ビザという種類になります。一般的には観光ビザと呼ばれていますが、娯楽目的に使うビザとお考え下さい。ですが、質問の文面のような滞在日数であれば、ビザの申請はあまりお勧めできません。その理由は、ビザ免除という制度は、「B-2(娯楽目的)や B-1(商用目的)ビザを取得し

なくてもいいですよ」という制度だからです。せっかく取らなくてもいいですよ(免除してあげます)というのですから、その恩恵を利用しない手はありません。また、B-2ビザを持っているからといって、「アメリカに住んでいる状態ではないか」という一番大切な部分についての判断基準が緩くなるというようなアドバンテージがあるわけではありません。この点も誤解が多いように思います。(B-2ビザを持っていると一度の訪問で90日以上滞りが可能になることや在留資格の変更が可能になることなどの利点はあります。)

◇ ロングステイの繰り返しは？

質問： アメリカに20年ほど前にコンドミニアムを購入していたので、リタイアしたのを機に夫婦でロングステイを始めました。2004年5月アメリカツアー観光で10日ほど滞在し、12月にロングステイの下見に2週間滞在しました。最初のロングステイは、2005年1月から80日ほど、次に5月から8月にかけてやはり80日近く滞在しました。今回10月〇〇日に又渡米したら、シカゴで「入国できない」といわれビザ免除の説明をされました。結局、次回はビザを取って来るようにいわれ入国できましたが、ビザはいつでも取れるのでしょうか？又渡米しない期間を長く取ればノービザで入国できるように元に戻るようになるのでしょうか？一般のアメリカツアー観光に加わるときでも我々だけビザが必要となるのでしょうか？ノービザエントリーを頻繁にすることは良くないと知っていましたが、どの程度が限界かが分かりませんでした。

回答： これをお読みの皆さんは、この頻度でのロングステイの真似はしないほうが良いと思います。仮に入国できたにしても、その次が相当に辛いですから。質問の方のように、「次はビザを取ってきなさい」ということになってしまいます。このような場合に、入国審査官がビザの種類を特に指定しないのは、状況によって取得すべきビザが変わるからですが、そのことを含めて以下に説明してみましょう。

質問の文面からすると、最初に「入国できない」と言われてしまったようですが、さぞかし驚かれたでしょう。最終的には入国を許可されたようですが、これは入国審査官の質問に対して真摯に答えていくうちに、「日本にも住居があること」、「定年退職した後で仕事をする必要性はないこと」、「ただ単にロングステイを楽しんでいるだけで、アメリカに入国できなければ困るような状態ではないこと」などの点を入国審査官が納得してくれて、「そういうことなら今回はいいか。でも次回はビザがないとダメだな」との判断になったのだと想像します。

さて、入国審査官にも聞かれたかも知れませんが、アメリカ滞在中は具体的には何をしますか？90日近い滞りの3回目となると、特に具体的な目的は無いのではないのでしょうか？ゴルフや釣りなどの趣味をお持ちなのかも知れませんが、ご夫婦での訪問のようですし、お気に入りのレストランで食事を楽しむとか、たまには観光を楽しんだり、もしかすると近所付き合いから友人がたくさんできたかも知れませんが、そういった諸々のことを含めて、長期滞在を楽しんでいらっしゃるのだと思います。ところがこのような状態は、入国審査官から見ると単に滞在を楽しんでいるという状態を通り越してしまっただけで住んでいる状態になっているのではないかと見えてきます。「そんなこと言われたって、日本にはちゃんと家があるし・・・」と思われるかも知れませんが、でも日本の家に居ることがほとんど無いような状態になると「住んでいるのは日本の家だ」と主張する拠りどころが何かありますでしょうか？かなり辛いですように思います。

仮に「住んでいるのはアメリカのほうだ」と判断されてしまうような状態ならば、ビザ免除や非移民ビザで入国することはできませんので、移民ビザで入国しなければなりません。移民ビザは、それでアメリカに入国するとアメリカに永住することを許可された者であることを証明する書類(グリーン

カードと呼ばれています)を受け取ることになっています。ですので移民ビザでアメリカに入国するという事はアメリカに「移住す」ということを意味します(国籍がアメリカになるわけではありません)が、「そこまでしてロングステイをしたいワケではない」というのが本音ではないでしょうか。だとすると、「住んでいる状態」と誤解されてしまわないような滞在日数に抑えるしか方法はありません。

参考までに、移民ビザは誰もが申請できるわけではありません。アメリカに呼寄せてくれる家族がいるとか、移民としてアメリカの会社に雇用される許可をすでに取得済みであるとか、あるいは抽選に当選するというのもありますが、いずれにしても条件を満たしていなければ申請できないようになっています。アメリカに永住することを夢見ている人は世界中にいるわけですが、こうすることで、アメリカ政府は流入してくる移民の数を制限しているのです。

このようなワケですので、次回またロングステイを楽しむためには、「アメリカに住んでいる状態ではない」と判断してもらえる状況にならなければ、B-2 ビザ(またはビザ免除)での滞在はできないということになります。質問のような場合ですと、アメリカでの滞在日数が大きな意味を持ちますので、次回訪問するタイミングが大きな意味を持つということになります。私ならどうでしょうね・・・、質問の文面以外にもお伺いしておきたい点がいくつかありますが、1年間程度は空けてから「入国審査官に指示された」ということを理由として、面倒でもビザを申請すると思います(というか、3度目は飛んでいっていません)。

もうひとつの質問、「期間を空ければビザ無しで入国できるようになるか」という点ですが、確かにビザ無しで入国できる可能性はあると思います。ですが入国審査官に「ビザを持ってきなさい」といわれている以上、挨拶代わりにビザ申請をしておくほうが安心です。申請に当たっては、「住んでいるのは日本のほうである」ということを証明するための書類を準備しますので、以降の渡米の際にはビザ申請用に準備した書類を持参して入国審査に望むことができますから安心です。

◇ 働かなければ OK か？

質問: 私は、私は犯罪者じゃないし、働くつもりもありません。ただ単に長期間滞在していただけないのです。別にアメリカ社会に迷惑をかけるようなことをしようとしているわけではありません。それでもアメリカには自由に滞在できないということなのでしょうか。

回答: お気持ちは良くわかります。でも「アメリカに住んでいるのと変わらないような状況」になるためには、アメリカ政府から永住許可をもらう(移民ビザを取得して入国する)ことが必要です。なぜ許可をもらわなければいけないかというと、外国人は「アメリカという国の成り立ちを支えている納税者」ではないからなのです。あるいは、「国境があるということはそういうことです」、とお答えするほうがわかりやすいかも知れませんね。

アメリカ国内に長期間滞在すると、アメリカならではの「自由さ」を味わう方が多いと思いますが、まさにその「自由を守るためにアメリカ市民は税金によってコストを負担している」という考え方がアメリカ社会全体に定着しています。このあたりの感覚は、日本人のそれとは大きく異なります。ですから「外国人によるただ乗りは許さない」というのも当然の結論なのです。例えば 96 年の法改正によって「アメリカの公立の小中学校に留学」することができなくなったのも、公立高校に留学(F-1 ビザでの留学)できるのは 1 年間に限られることになったのも全てこの考えに基づくものです。

話はちよいと横道に逸れますが、アメリカ市民の税金に関する認識についてのエピソードをひとつ紹介します。テレビ番組だったか映画だったか記憶があやふやなのですが、とあるストーリーの

中で「納税額が不足している」という判決を言い渡した裁判のシーンが、強烈な印象として私の記憶に残っています。その判決文というのが、「あなたには合衆国の人々に対して、いくらいくら借金があります」という言い方だったのです。私たち日本人には、こういう感覚はありませんよね。民主主義の原点といったら大げさかも知れませんが、私にとっては強烈な異文化体験でした。アメリカで長くビジネスをされている日本人の方々も「移民法より税法のほうが怖い」とおっしゃる方は多いです。

このようにアメリカから見て外国人である私達日本人には、「アメリカに入国させてもらう権利のようなもの」はありません。入国させてもらう権利を主張できるのは、自分の国、つまり日本だけなのです。

3. 『就労ビザ』に関する誤解

さて、「働く」という言葉が出てきたところで、『就労ビザ』についても少しだけ説明しておきましょう。ビザに関して興味を持って調べ始めると就労ビザという言葉はすぐに目に付くと思いますが、実はこの言葉も、ちよいとクセ者だったりします。ここまでの説明で、外国人である私達日本人がアメリカで働くのは、そう簡単なことではなさそうだということは、なんとなくでもご理解いただけたと思いますが、良くある質問を二つほど取り上げてみましょう。

◇ そもそも『就労ビザ』とは？

質問： アメリカで働くには、就労ビザを取得することが必要だと知りました。このビザの申請方法を教えてください。

回答： はい、これが簡単にできればよいのですが、残念ながらそうもいきません。就労ビザは、「働くためのビザ」という理解でいいのですが、アメリカ側から見て、「働く」は、その業務内容、雇用形態と雇用期間などによって、何種類にも分かれています。本書の最初のほうにも書きましたが、アメリカ側にも都合があって、「こういう場合なら働きに来てもいいよ」ということを移民法などで定めているわけですが、その種類がとても多いのです。アメリカのビザについて調べ始めると「就労ビザ」という言葉はよく出てくるとありますが、これを一まとめにして説明することはできません。

ここでアメリカで働くことを目標としている皆さんにまずご理解いただきたいことが、ひとつだけあります。それは、同じ「働く」であっても、そのままアメリカに住みつづけたいという場合には、**永住権を取得するしかない**、ということです。一般に就労ビザと呼ばれているビザには、種類がたくさんありますが、一部の例外を除いて、どれも一時的な滞在を目的とした非移民ビザにすぎません。アメリカの会社に雇用されるためのビザとして一般的なものに H-1B という種類のビザがありますが、これとて連続して就労できる期間は最長 6 年です。H-1B ビザの場合には、就労中に雇用主が「雇用による永住権申請」をしてくれる場合が多く、そのまま永住権まで獲得する道が開けているビザではありますが、「就労ビザを獲得すること」＝「そのままアメリカに住み続けることが出来る」ではありませんので、この点だけはどうか忘れないようにお願いします。

参考までに、『雇用による永住権申請』は、雇用主がスポンサーとなってアメリカ国内に滞在している人に対して行う申請で、アメリカ国外にいる人に対して行う申請は『雇用による移民ビザ申請』となります。手続きは異なりますがどちらも意味は同じ事です。この雇用による永住権

申請も、申請さえすれば誰でも取得できるワケではありません。大げさな表現になりますが、「是非ともウチの国に来て働いて欲しい」といえるような能力の持ち主、つまりアメリカ国内には不足している能力を持った人でなければ取得できないような仕組みになっていて、そのことを確認するために、申請してからの審査期間が3年なんてことも当たり前です。でもこのことは同時に「本人の努力次第」ということも意味しています。移民局の統計によると、2004年度に雇用ベースでアメリカの永住権を獲得した外国人の総数は、155,330人です。

◇ 武者修行ってアリ？

質問： 「単身アメリカへ行って・・・」等とよく聞きますがその人たちはどういう手続きを取って4年も5年もアメリカに滞在しているのですか？

回答： なるほど。こういうの、よくありますよね。テレビドラマとか小説とか、あるいは著名な方の自伝などにも出てくることがあるかも知れません。アメリカのビザの仕組みに興味があれば別ですが、そうじゃないと、さらりと通り越してしまう情報です。でもよ～く考えてみると、確かに不思議な話です。

『アメリカでの武者修行』は、いろいろな可能性がありますが、まず最初に考えられるのは、その人がたまたまアメリカで生まれたためにアメリカ市民だった(アメリカ国籍を持っていた)という場合。これだと、なんの不思議もありませんよね？あるいは似たような状況として、親などといっしょにアメリカに滞在中に、親と一緒に永住権を取っていたということもありえるかも知れません。武者修行といっても、いろいろなのかもしれませんが「単身アメリカに渡って、アルバイトをしながら・・・」という事だったとすると、合法的な方法としては、この二つぐらいしか考えられません。アメリカで自由に働くことができるのは、アメリカ市民か、あるいはアメリカに住むことを許可された外国人つまり永住権(グリーンカード)所有者だけです。それ以外の外国人が、アメリカで働くためには『就労ビザ』を取得するか、学生ビザなどでの滞在中の例外的な措置として設けられている『就労許可証』を取得しなければ合法的に働くことはできません。しかし、就労ビザにしても就労許可証にしても厳しい制約があって、自由に働くということは出来ないような仕組みになっていますので、武者修行というイメージにはなりません。

次に「アルバイトをしながら」という条件を外すならばですが、ずっとアメリカに滞在し続けていたというわけではなくて、実は、日米間を行ったり来たりを繰り返してであったということも、あるかも知れません。80年代中ごろまでは、渡米するにはB1/B2(観光商用などの短期訪問ビザ)を、全員が全員取得していたのですが、当時のようにおらかな時代であれば、1年のうちの半分以上をアメリカで滞在することを繰り返すということもできたと思います。でも管理が厳しくなった現在は、よほどの理由が無い限りB1/B2ビザを持っているにしても、何年もそのような状況を繰り返すことはできません。

もうひとつの可能性としては、留学ビザを使っての長期滞在というものもあったと思います。というか、このケースがいちばん多いかも知れません。96年の法改正以前は、留学(F-1)ビザも、「申請をすれば発給される状態」だったということと、留学ビザは、一度入国してしまうと、学校から発行されるI-20という在留資格認定書さえ有効なものを所持してれば、いつまでもアメリカに滞在し続けることができるためです。語学学校の場合ですと、授業は半日程度というのも多いですから、残った時間は自由に使ったという方も多いはず。もちろんこの場合でも、就労許可を得ずにアルバイトはできませんし、ちゃんと学校に通い続けていなければなりませんから、武者修行というイメージとはちょっと違うとは思いますが。参考までに留学生に就労許可が下りるのは、親の病気など予

想出来なかった理由によって経済的に困ってしまった場合や、オプション・プラクティカル・トレーニング(OPT)といて、勉強の一環として研修目的で働く場合(最長 1 年)です。留学ビザの場合もやはり許可無しで働くことは非合法ということになります。

4. 移民ビザと永住権

移民ビザと永住権、グリーンカードを混乱している方が多いようですので、ここで説明しておきましょう。移民ビザは、アメリカ国外で申請するものです。移民ビザを持って入国審査を受けると、パスポートに移民ビザを使って入国したことを示すスタンプがおされ、入国したその日から永住権所有者としてアメリカに住み始める事ができます。永住権所有者であることの証明書である通称グリーンカードは、移民ビザ申請書に記入した住所宛てに自動的に送られて来ます。グリーンカードを受け取るまでは、パスポートのスタンプが、グリーンカードの代わりとなります。移民ビザを使ってアメリカに入国するのは、この最初の一回目だけです。以降は、グリーンカードが移民ビザと同じ威力を発揮します。

これに対して、アメリカ国内に既に滞在している人(ということは何かの非移民ビザで滞在している人ということになります)に永住権を申請する資格が発生した場合には、移民ビザを取得するという手続きを経なくても、アメリカ国内での手続きが用意されています。例えば、H-1B ビザで就労している人が、雇用による永住権申請をした場合には、「アメリカ国内にとどまったまま移民局に永住権を申請」する手続きを踏むことが多いはずで、アメリカ国内での申請が許可になると、グリーンカードが送られて来ますので、この手続きを選択した場合には、移民ビザにお目にかかることはありません。

5. 却下された申請書類に共通している事とは？

国務省の統計によると、2005 年度に日本人に発給された非移民ビザの総数は 9 万件近くになります。土日を除いて毎日 300 件です！長年にわたって、いろいろな申請書類を眺めてきたおかげでしょうか、再申請したいとの依頼を受けて、皆さんが提出した書類を眺めると、どのあたりに問題がありそうかということが直感的にわかってしまう場合が多くなってきたように思います。私の場合ですらそうなので、来る日も来る日も大量の申請書を審査している領事官達は、すばやくしかも的確にポイントを押さえる術が身についていると考えて間違いのないと思います。

さて、却下になった書類を眺めながらその内容の気になる点について質問をしはじめると、最初の質問から答えに窮されてしまうことがよくあります。それを書いたはずの申請人本人が答えられないというのは、ちよいとまずいですよね？却下になっているということは、すでに一度領事官の前に立っているわけですから。

答えられない理由の多くは、

- 1) 申請書類は人任せで作成してもらったものなので、内容までちゃんと確認していない、
- 2) 本当はこれこれなんだけど、それでは通らないと思って、他人の例を参考にしてしまった。

つまり自分で書いたはずの申請書の内容に自分で納得していない場合がほとんどなのです。もちろん、たまたま自分と同じ状況の場合などで、成功例を真似て書類を作成してビザが発給されることも多いでしょうが、却下になってしまうとかなりやっかいです。特に、根本的なところでごまかしがあった場合には、修正が効かないのです。再申請に踏み切る場合には、それなりの理由がないと領事官の心象を悪くだけで終

わってしまいます。

そういえば、かなり前の話になりますが、とある企業の依頼を受けて、リクルーター派遣のための B-1 (商用ビザ) の申請をしたところ、「過去のビザ申請に関しての経緯を説明せよ」という内容の指示が返されたことがありました。これには、私もビックリ仰天でした。トップの方に依頼して社内に残っている記録を探してもらったところ、担当者も知らなかったという過去の経緯が出てくる、出てくる・・・中には、「ビザを早急に発給することを要求する」なんていう文面で申請していた書類まで出てきました。こうなってしまうと、社長名で平謝りしかありません。大使館というところは、そういうところなのです。

6. まとめ

ビザの取得や入国させてもらうことをまるで「権利がある」かのように考えていらっしゃる方がとても多いことに気がつき、この資料を作成してみました。ビザ申請を審査する大使館の領事官や入国を管理する移民官は、「**アメリカの国益を守るために米国民を代表して仕事をいる**」ことをまずはご理解いただきたいと存じます。

また、アメリカのビザ制度には、「移民ビザ」と「非移民ビザ」の大きく二つに分類されていて、アメリカに「住む」ためには移民ビザで入国しなければならないこと、さらにこの「住む」ということについては、私達の感覚と入国審査官との感覚とが、必ずしも一致していないという点をご理解いただければ、本書の目的は達成です。

「でも、これだけではちょっと物足りない！」という方々のために、当社では、もうひとつ無料で資料を配布しています。アメリカのビザ制度の説明を少しでも具体的にするために、内容としては、皆さんの参考になると思われることを Q & A 形式でまとめたものです。アメリカ大使館へ直接問い合わせをする際に気をつけていただきたいことや、「日本とのつながり」についてなど、ビザ申請の書類を作成するに当たって、きっとお役にたつと思います。勝手ながら送り先は、日本国内のみとさせていただいておりますので、ご理解くださいませ。

無料資料『はじめてのアメリカビザ申請・実践編』(A4 版 20 ページ)の請求は、



<http://www.usvisa-service.com/qs-form.html>

↑ ↑ リンクしています。クリックしてみてください ↑ ↑

アメリカ・ビザ入門

この文書は、全てのページをそのまま配布することを条件として配布自由です。記載内容の一部の転用につきましては直接ご相談くださいませ。柔軟に対応いたします。

〒003-0021

札幌市白石区栄通 3 丁目 4-10

有限会社フォーシーズ

代表取締役 長谷川昌史

TEL 011-855-8193, e-mail: front@usvisa-service.com

<http://www.usvisa-service.com/>